## 令和6年度米子空港⇔境港・七類港間タクシー利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、隠岐に宿泊する旅行商品を造成・販売する旅行会社に対して、米子空港と境港 または七類港間のタクシー料金を助成することにより、当該旅行商品の販売を促進し、隠岐への旅 行者の誘客拡大を図る。

# (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

## (助成要件)

- 第3条 以下の要件をすべて満たす事業を助成対象とする。
  - (1)旅行会社が造成する隠岐を目的地とした個人型の募集型企画旅行商品または当該旅行商品とセットで配売するオプションであること。
  - (2) 隠岐に宿泊する旅行者が利用する米子空港と境港または七類港間のタクシーであること。
  - (3) タクシーの利用期間が令和6年4月1日(出発日)から令和7年3月31日(帰着日)までの間であること。
  - (4) タクシー利用者へ公益社団法人島根県観光連盟が指定する Google フォームによるWEBアンケートを周知し、協力依頼ができること。
  - (5) 本助成制度により米子空港と境港または七類港間のアクセスがお得になることがお客様に伝わるよう情報発信できること。

## (助成内容、助成額、留意事項)

- 第4条 助成内容、助成額、留意事項は以下のとおりとする。
  - (1) 助成内容

米子空港と境港または七類港間のタクシーを旅行者1人あたり片道500円で利用できるよう、タクシー料金(消費税及び地方消費税は除く)との差額分を助成する。

(2) 助成額

助成額は、タクシー1台あたりの契料料金(消費税及び地方消費税は除く)に利用台数を乗じた額からタクシーの乗車人数に500円を乗じた額を引いた額とする。

## 【計算式】

助成額=消費税等を除いたタクシーの契料料金×利用台数-(500円×乗車人数)

- (3) 留意事項
  - ・タクシー会社の選定ならびに条件交渉は各旅行会社で行うこと。
  - ・タクシー1台あたりの料金は、旅行会社とタクシー会社との間において、米子空港と境港間は片道3,500円以内、米子空港と七類港間は片道4,500円以内で契約すること。
  - ・旅行者1人あたりの負担額(500円)を旅行会社が代わりに負担しても構わない。
  - ・隠岐での宿泊を伴わない旅行者は補助対象外とする。
  - ・消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

## (助成の申請)

- 第5条 助成を受けようとする者は、事前に交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて公益社 団法人島根県観光連盟会長(以下「会長」という)まで提出しなければならない。
  - (1) 旅行商品の内容がわかる資料
  - (2) 本助成制度のお客様への情報発信方法が分かる資料

# (交付の決定)

- 第6条 会長は、前条による申請があった場合は内容を審査し、交付をすることに決定したときは、交付決定通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下「交付決定者」という。)に通知する。
- 2 交付決定額は、予算の範囲内で調整する場合がある。

# (変更交付申請)

- 第7条 交付決定者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更する場合又は中止する場合は、変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、変更交付決定通知書(様式第2号を準用)により通知する。

# (実績の報告)

- 第8条 交付決定者は、本助成制度を適用した事業終了後、速やかに、実績報告書(様式第4号)に 以下の書類を添えて会長に提出しなければならない。
  - (1) 区間毎の利用タクシー台数及び利用人数を証する書類

## (助成金の確定)

第9条 会長は、前条による実績報告書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、助成が適正であると認めたときは、第6条で交付決定した金額を上限に助成金額を確定し、確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知する。

# (補助金の支払い)

- 第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。
- 2 会長は前条の額の確定通知後、交付決定者から請求書(様式第6号)を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

# (交付の決定の取消)

第11条 交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、連盟が求める書類等の提出がされないとき等は、交付の決定を取り消すことができる。

## (帳簿等の保存)

第12条 交付決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿 及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

# (雑則)

第13条 本書に定めのない事項については、連盟が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和6年4月15日から施行する。